

フランスの大学支援組織

大場 淳

はじめに

近年，多くの国において高等教育改革が進められてきているが，その改革の方向の一つは大学の自律性拡大（市場化，規制緩和）である。そうした改革の方向性はフランスにおいても同様であり，1980 年代の契約制度導入，数次にわたる人事制度に関する規制緩和，近年では新公共経営（new public management: NPM）に基づく予算組織法（LOLF）の制定（2001 年，2006 年から全面適用）や大学の自由と責任に関する法律（LRU）の制定（2007 年，2009 年から順次適用し 2013 年に完了予定）など，相次いで大学の自律性拡大をもたらす政策が実施されてきた（大場, 2011）。

大学の自律性拡大は単に政府統制の撤廃によって実現されるのではなく，大学の経営基盤の充実が不可欠である。大学が全て国立であるフランスでは，政府と大学の協働によって，経営能力の向上，意思決定の迅速化，外部者の運営参画，財団設立，大学財政への地方参画等が図られてきた。しかしながら，大学経営基盤の充実は大学単独では限界があり，従来から存在する大学支援組織に加えて，大学間連携が模索されるとともに大学経営を支援するための組織の充実が図られてきた。

1. フランスの大学支援組織

フランスにおける大学（他の国立高等教育機関を含む）のための支援組織としては，学生生活に関する国立学生支援センター（CNOUS）が日本でも良く知られおり，この他学生関係では学生生活調査センター（OVE）がある。近年では，人材育成に従事する国民教育・高等教育・研究高等学院（ESEN）や大学間協力推進のための大学・高等教育機関相互支援機構（AMUE）等が，大学の自律性拡大に合わせて設置された。

2. 国立学生支援センター（CNOUS）

フランスでは伝統的に学生生活支援業務は大学の所管外とされ，国が設置する国立学生支援センター（Centre national des œuvres universitaire et scolaire: CNOUS）がそれを担っている。CNOUSは，1955 年 4 月 16 日の法律第 55-425 号によって設立された公施設法人（日本の特殊法人に類する組織）であり，その起源は 1918 年に設置された学生支援組織と翌年に始まった当該組織への公的助成である。CNOUS 設立当時の大学は国の強い統制下にあったが，1968 年の高等教育基本法（フォール法），1984 年の高等教

育法（サバリ法）の制定を経て大学の自律性が制度的に保障されるようになった後も、学生生活支援業務はほぼ一手に CNOUS が担っている。

今日 CNOUS は、地方学生支援センター（CROUS、全 28）を通じて活動を展開し、学生への直接の支援業務は大きな都市に設けられた地域学生支援センター（CLOUS、全 16）又は大学キャンパス内やその近隣に設けられた施設（全 40）内で実施している。これらの活動には全国の施設で 12,794 人の職員（そのうち 2,804 人が公務員でその他は契約職員）が従事し、2010 年予算は 13.6 億ユーロで、そのうち約 2/3 が自主財源（宿舎・食堂運営収入等）である。CNOUS の主たる活動は、学生への財的支援（奨学金等）、宿舎管理、食堂運営であり、これらの他に文化活動支援、健康保険、民間宿舎斡旋、アルバイト紹介、国外留学支援、外国人学生の受入れ支援等に CNOUS は従事している。

奨学金は申請に基づいて支給され、原則として最低 7,500 ユーロから最高 95,130 ユーロの範囲内で家庭の収入や被扶養者数、自宅からの距離等の社会的基準に基づいて支給年額が算定される。2010-2011 年度の奨学金申請者は 82 万人強で、593,057 人が奨学金を受けた。そのうち 549 人（0.09%）は優秀成績者奨学金（bourses de mérite）の受給者で、支給額に 1,800 ユーロが加算される。従来奨学金は長期休暇を除く 9 か月分の生活費を基準に算定されていたが、多くの教育課程が 10 か月開講となっていることなどを反映して、2011-2012 年度からは 10 か月を基準とすることとなった。

CNOUS は、全国で 600 棟（161,500 室）の宿舎を管理している。宿舎費は平均 143 ユーロ／月（改修済みは平均 217 ユーロ／月）で、一部の学生は宿舎費についての経済的支援を受けることができる（最高月額 200 ユーロ）。国による宿舎整備は学生数の増加に伴っておらず、入居している学生は全体の約 7% の 15 万人（うち奨学金受給者 11 万 6 千人、留学生 3 万 4 千人）に止まっている。2004 年から政府は宿舎建設・改修事業（Le plan Anciaux）を推進しており、10 年間で 5 万室の新設並びに 7 万室の改修を計画している。しかし、宿舎整備は国単独で需要に対応することは困難であり、地方政府との連携拡大が模索されている。

CNOUS の運営は、管理運営評議会（conseil d'administration: CA）及び所長（directeur）の下で行われる。CA は CNOUS の基本方針を定め、所長がそれを実施する責めを負う。CA の定員は 29 名で、国関係者（国会、政府、CNOUS/CROUS）、機関代表、有識者と並んで、選挙で選ばれる 8 名の学生代表が委員として含まれる。2 名の有識者委員も学生委員による推薦に基づいて選任されるなど、学生の意向が大きく反映される仕組みとなっている（各 CROUS にもほぼ同様の制度が適用）。

他方自律性拡大に伴って大学側も学生生活支援業務への関心を高め、1990 年代から大学の政策の中に当該業務が盛り込まれるようになり、また、同年代末から学生生活

支援業務は大学評価委員会（CNE）（現在の研究・高等教育評価機関（AERES））の機関評価の対象となっている。採用されなかったものの、1998年の政府報告書（Rapport Attali）はCROUSの業務を大学に移管することを提言した。

3. 学生生活調査センター（OVE）

学生生活調査センター（Observatoire de la vie étudiante: OVE）は、1989年2月14日付国民教育省令で設置された同省所管の機関で、学生の学習並びに生活に関する調査研究活動に従事する。OVEは独自の予算を有するが、その予算はCNOUS予算に統合されており、事務局もCNOUS内に置かれている。OVEの運営は、高等教育担当大臣によって任命される所長（président）及び所長を含む22名の委員（うち学生10人）で構成される評議会（conseil）の下で行われる。

OVEの調査研究活動で最も重要なものは、1994年から概ね3年毎に実施している学生生活実態調査（enquête « conditions de vie des étudiantes »）である。当該調査は学生の学習や生活に関するあらゆる側面に及び、学生の経済的・社会的条件、生活態様、学業継続状況、成績等の関連が分析され、その結果は政府や大学に供されるとともに一般に公開されている。最新の調査は2010年に実施され、約13万人の対象者のうち3万人余りの学生が回答した。また、2005年からは大学の学生生活関連政策の調査を別途実施している。

近年は、予算組織法（LOLF）が政策（予算配分）の結果を重視していることや高等教育全般において学習成果が問われるようになってきていることなどを反映して、学生に関する情報収集活動が一層重要になっている。大学内においても情報収集分析組織が整備されてきており、OVEと連携して活動を展開している。

4. 国民教育・高等教育・研究高等学院（ESEN）

国民教育・高等教育・研究高等学院（École supérieure de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche: ESEN^{エゼンス}）は、既存の組織を基礎として2003年4月29日の国民教育省・公務省等共同省令によって設置された研修機関である。設置当時の名称は国民教育高等学院であったが、大学の自由と責任に関する法律（LRU）の制定を受けた大学自律性拡大を受けて、2011年8月27日付国民教育省及び高等教育・研究省共同省令によって再編されたものである。ESENの法的地位は両省共管の人材総局（Direction générale des ressources humaines）の下部組織として位置付けられる国の行政組織であり、フランス中西部のポワティエに置かれている。

研修対象者は教育行政に従事する上級職員全般であるが、2010年の高等教育関係の活動実績は1,386人日（参加者数428人、以下人日で記載）であり、そこには大学経営

上級課程（518），学校組織経営通信教育 M@DOS の教室講義（184），不動産管理（117），UFR 長（日本の学部・研究科長に相当）職（98），高等教育の質保証・改善の取組（66）等の研修が含まれる。研修内容は多岐に渡るが，大学の管理職全体の規模に鑑みればその受講者は僅かであり，また ESEN 全体の活動に占める高等教育関連活動の割合は人日換算で 5%弱にしか過ぎない。更に，事実上対象は公務員である管理職員に限定されていることから，その効果は限定的である。

5. 大学・高等教育機関相互支援機構（AMUE）

大学・高等教育機関相互支援機構（Agence de Mutualisation des Universités et des Établissements d'enseignement supérieur: AMUE^{アミュー}）は，大学間協力によって大学管理運営の向上を図ることを目的とする公的利益団体（groupement d'intérêt public: GIP）である。AMUE への加入は任意であるが，全大学を含む 177 機関が加入団体となっている。AMUE の前身は，大学事務情報化推進等を目的として 1992 年に設置された大学・高等教育機関管理情報化協会（Groupement Informatique pour la Gestion des Universités et Établissements: GIGUE^{ジューグ}）であり，現在は大学長会議（CPU）の下に置かれている。AMUE の予算は 21 百万ユーロ（2007 年）で，その収入は国からの補助金（3 百万ユーロ）及び自己財源（会費及び活動収入）で構成される。

AMUE の主たる活動は今日でも情報化関連業務であるが，それに加えて各種大学経営支援活動を展開している（詳細は大場（2008）参照）。前者に関しては，AMUE は教務管理のための Apogée^{アポジェ}，人材管理のための Harpège^{アルページュ}，財務会計のための Sifac^{シファック}といったソフトウェアを提供しており，その開発とともに各大学の需要に対応した導入支援，研修活動等を行っている。また後者に関しては，ESEN と連携しつつ，その時々々の需要に応じた研修活動や研究会開催，実践手引書類の作成等を行っている。現在は，LRU 適用に伴う自律性拡大に対応した人材育成に重点が置かれている。

6. おわりに

フランスの大学支援組織として本稿では 4 機関を取り上げたが，これら以外にも国立教育職業情報機関（ONISEP）や学生互助会（LMDE）等が存在している。また，国の教育行政出先機関である大学区事務局（rectorat），研究の枢要部分を掌握する国立科学研究センター（CNRS），大学間団体である大学長会議（CPU），評価・監査機関である研究・高等教育評価機関（AERES）や国民教育研究行政監査総局（IGAENR）等も，広義の支援組織に含めることが可能であろう。更に従来からある職位別会合（事務局長，会計官，学生進路情報・就職センター長等）に加えて，高等教育機関広報責任者協会（ARCES）といった契約で雇われる専門職の団体も出始めている。

大学支援組織は拡大されてきたものの、今回取り上げた4機関のうちAMUEを除けば国主導あるいは関係者による共同管理に置かれており、特に大学経営に関する支援機能はフランスにおいては脆弱である。しかし、2007年のLRUは大学の自律性を大幅に拡大するものであり、今後、国主導（関係者による共同管理を含む）で運営される組織の在り方の見直しとともに経営支援機能の充実やが必要となるものと思われる。

最後に日本との比較においては、OVEが定期的実施する学生調査は、散発的なものを除けば我が国では類例が無いものであり、日本においても同種の調査の実施が期待される。

参考文献

大場淳（2008）「フランスの大学間団体」羽田貴史〔代表〕編『高等教育の市場化における大学間団体の役割と課題』科学研究費補助金報告書，81-97頁。

大場淳（2011）「高等教育の市場化と政府統制—近年のフランスの大学改革を巡って—」『大学論集第42集』42，19-35頁。

（広島大学高等教育研究開発センター准教授／高等教育）